

令和 7 年 3 月 1 3 日 第 2 0 回定例会資料

協議事項 2

(即付議議案第 7 7 号)

- 1 協議事項名 令和 8 年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要項について

- 2 協議理由 令和 8 年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要項の制定を
する必要があるため

- 3 関係法令 教育公務員特例法 1 1 条
徳島県公立学校教員の採用に関する規則

令和8年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要項について

■本県が目指す教員像

「徳島教育大綱」における基本方針、「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」を目指し、主体的に学び続け自己を高める教員

■採用審査における課題と対応

志願者の増を図るとともに質の高い人材の確保

- 採用予定数の拡充
- 志願要件の拡大

■昨年度からの主な変更等

1 採用予定数の拡充（P 1）

8年度採用予定数は7年度より22名増

【7年度】小中168名、高校・特支66名、養護4名、栄養1名
【8年度】小中178名、高校・特支78名、養護4名、栄養1名

※R8年度増加分の配分想定

校 種	R8増加数	夏季審査	U I J
小・中	10	—	10
高・特支	12	6	6

2 大学3年生等を対象とした選考の実施（P 3）

【対象】

- ・出願する校種・教科・職種の普通免許状を令和9年3月31日までに取得見込の者。
- ・全校種・教科、職種で募集。

【審査】

- ・第1次審査の全て（専門・教職教養、論文及び実技）を受審し、一定基準を満たした者は、令和9年度（令和8年度実施）の選考審査における第1次審査の全てを免除。
- ※ただし、「大学3年生等を対象とした選考」と同一の校種・教科、職種での志願に限る。
- ※「大学3年生等を対象とした選考」を受審した者が、「令和9年度（令和8年度実施）徳島県公立学校教員採用候補者選考審査」における他の選考を受審することは妨げない。

3 受審可能年齢の引き上げ（P 2）

定年延長に伴い、出願資格における受審可能年齢について、59歳以下としていたものを61歳以下に引き上げ。

■要項の公表・配布

令和7年3月下旬 ホームページに公表予定
令和7年4月21日（月）要項配布予定

■申込受付期間

令和7年5月8日（木）～5月26日（月）

■審査日

- 第1次審査 令和7年7月19日（土）筆記審査
令和7年7月20日（日）実技審査（中・高）
- 第2次審査 令和7年8月16日（土）～24日（日）模擬授業・個人面接審査

令和8年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要項

徳島県教育委員会

令和8年度徳島県公立学校教員の採用候補者選考審査を次のとおり実施する。

1 募集対象

校 種 等 及 び 職 種		教 科 等	採用予定数 【(注)1参照】
小 学 校 教 諭			178名程度
中 学 校 教 諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
高 等 学 校 教 諭		国語、地理歴史、公民、数学、理科(物理、化学、生物、地学)【(注)2参照】、保健体育、音楽、美術、書道【(注)2参照】、英語、家庭、情報、農業、商業、工業(機械、電気、建築、土木、工業デザイン、工業化学)【(注)2参照】、看護、福祉	78名程度
特 別 支 援 学 校 教 諭 【(注)3参照】	小 学 部	視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域	
	中・高等部	視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域	
		医療的ケア（自立活動）担当【(注)4参照】	
特別支援学校自立教科教諭		理療	
養 護 教 諭	小学校・中学校		2名程度
	高等学校・特別支援学校		2名程度
栄 養 教 諭		小学校・中学校	1名程度
身体に障がいのある者を対象とした選考		すべての校種等及び職種並びに教科等	5名程度

(注) 1 採用予定数には、「大学推薦（大学指定枠）」、「UIJ特別選考」、「身体に障がいのある者を対象とした選考」の採用予定数を含む。なお、「大学推薦（大学指定枠）」、「UIJ特別選考」の要項については、別途公表する。

2 高等学校教諭「理科」「工業」については、それぞれ（ ）に示した区分ごとに募集する。

2 出願資格

次の(1)～(5)の選考区分ごとに掲げる条件に該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者であり、かつ、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込の者。

ただし、(3)「大学3年生等を対象とした選考」については、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を令和9年3月31日までに取得見込の者。

なお、(2)特別選考のうち①イ「特別免許状授与を前提とした社会人選考」に該当する者にあつては、当該普通免許状の取得又は取得見込がなくても出願できる。

- (注) 1 高等学校教諭「社会」の免許状を有する者は、「地理歴史」又は「公民」のいずれか一つに限り出願できる。
- 2 高等学校教諭「書道」については、「書道」に加え、「国語」の免許状を有する者に限り出願できる。
- 3 特別支援学校教諭（医療的ケア（自立活動）担当を除く）については、各相当領域の免許状に加え、小学部にあつては小学校教諭の免許状を、中・高等部にあつては中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状を有する者又は取得見込の者に限り出願できる。中・高等部の募集教科等については、中学校教諭、高等学校教諭に準ずる。
- 4 特別支援学校教諭（医療的ケア（自立活動）担当）については、看護師免許を有する者に限り出願できる。
 なお、特別支援学校自立活動教諭免許状を有しない者は(2)特別選考の①イに該当する者に限り出願できる。

(1) 一般選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者

(2) 特別選考

特別選考 ①	①社会人を対象とした選考（以下「特別選考①」という） 昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、次のア又はイに該当する者 ア 社会人を対象とした選考 民間企業等で、令和8年3月末現在、通算して3年以上、正規職員として勤務し、その勤務経験により、出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を有する者。 イ 特別免許状授与を前提とした社会人選考 中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」「英語」、高等学校教諭「音楽」「美術」「英語」「家庭」「情報」「農業」「工業」「商業」「看護」「福祉」、又は特別支援学校教諭「医療的ケア（自立活動）担当」に出願する者のうち、特別免許状の取得条件を満たす者。 ただし、特別支援学校教諭「医療的ケア（自立活動）担当」については、病院等での医療的ケア児・者の看護経験が原則として3年以上ある者（特別支援学校における看護師経験が3年以上も可） ※「医療的ケア児・者」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な者 特別免許状とは、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的として、大学等の教職課程を履修していないが、担当する教科等に関連する専門的な知識技能や経験を有している人を学校に迎え入れるための「教諭」の免許状である。特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。
特別選考 ②	②本県での教職経験を有する者を対象とした選考又は現職教員を対象とした選考（以下「特別選考②」という） 昭和39年4月2日以降に生まれた者であつて、次のア、イ又はウに該当する者 ア 介護、育児、家族の転勤等による転居を理由に本県教員を退職した者 イ ア以外の理由で本県教員を退職した者 ウ 現に国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校に在職し、令和8年3月末現在、2年以上の実勤務のある現職教員（臨時的任用に係る者を除く）の者 ※特別選考②ア・ウのうち東京試験会場で受審希望の者は、第2次審査を7月20日（日）に実施する。 なお、東京試験会場で受審した者は、徳島県で実施する第2次審査を受審できない。
特別選考 ③	③スポーツ特別選考（以下「特別選考③」という） 昭和51年4月2日以降に生まれた者であつて、中学校教諭「保健体育」又は高等学校教諭「保健体育」に出願する者のうち、次のア又はイに該当する者。 ア 高等学校卒業後、令和2年4月1日以降に、国際レベルの大会(オリンピック大会・アジア大会・世界選手権大会等)において日本代表として出場、又は日本選手権大会やこれに準ずる全国レベルの大会において、優勝又は準優勝した者で、今後も現役選手として活躍できる者。 イ 高等学校卒業後、日本選手権大会又はこれに準ずる全国レベルの大会において、個人種目で8位以内に入賞した者、又は団体種目で4位以内、かつ、その大会に選手として登録されていた者。

特 別 選 考 ④	④臨時教員に係る特別選考(以下「特別選考④」という)
	昭和39年4月2日以降に生まれた者であって、過去4年間（令和3年度～令和6年度）に24月以上、本県の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の臨時教員等としての勤務経験を有する者。 ・「臨時教員等」とは、本県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員免許状を有することが任用条件である職種において、臨時教員として勤務していた者とする。なお、本県の高等学校・特別支援学校の実習助手、寄宿舎指導員、舎監、小・中学校栄養職員（臨時補助員）を含む。 ・勤務形態は、常勤、非常勤を問わない。 ・臨時教員の在職月数は、任用期間に基づく。任用期間が月に1日以上あれば1月とみなす。ただし、同じ月に複数の学校で勤務した場合は、校数に関係なく1月とみなす。
特 別 選 考 ⑤	⑤大学・大学院推薦による特別選考(以下「特別選考⑤」という)
	昭和39年4月2日以降に生まれた者であって、令和7年5月1日現在、推薦の対象となる各校種等（教科・科目）に対応する教諭一種普通免許状取得の課程認定を受けている大学又は教諭専修普通免許状取得の課程認定を受けている大学院もしくは教職大学院に在籍している者で、大学・大学院の推薦を受けた者。 ※各大学等で推薦できる人数は、各学部単位で、各校種等（教科・科目）につき1名とする。大学院を置く大学は、大学及び大学院それぞれの学部や研究（院）から各校種等（教科・科目）につき1名を推薦可能とする。 ※別途定める要項等は、徳島県教育委員会教職員課ホームページに掲載する。
特 別 選 考 ⑥	⑥英語特別選考（以下「特別選考⑥」という）
	昭和39年4月2日以降に生まれた者であって、中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」に出願する者のうち、CEFR B2相当以上の資格を有する者、又は原則1年以上の英語を使用した海外での活動経験〔海外留学（長期交換留学を含む）・「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」による長期留学・青年海外協力隊等での派遣・在外教育施設等での勤務など〕を有する者。
特 別 選 考 ⑦	⑦令和5年度から令和7年度の選考審査結果による選考（以下「特別選考⑦」という）
	令和5年度（令和4年度実施）、令和6年度（令和5年度実施）及び令和7年度（令和6年度実施）徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の第2次審査結果通知において、特別選考⑦ア、イ該当として通知を受けた者、又は令和7年度（令和6年度実施）徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の第2次審査結果通知において、特別選考⑦ウ該当として通知を受けた者。

(3) 大学3年生等を対象とした選考

昭和40年4月2日以降に生まれた者であって、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を令和9年3月31日までに取得見込の者。

○「大学3年生等」とは、大学、大学院等の最終年次の1年前の年次の大学生または大学院生等とする。

※第1次審査の全て（専門・教職教養、論文及び実技審査）を受審し、一定基準を満たした者は、令和9年度（令和8年度実施）の選考審査における第1次審査の全てを免除する。ただし、「大学3年生等を対象とした選考」と同一

の校種・教科、職種での志願に限る。

「大学３年生等を対象とした選考」を受審した者が、「令和９年度（令和８年度実施）の徳島県公立学校教員採用候補者選考審査」における他の特別選考を受審することは妨げない。

(4) 採用候補者名簿（Ｂ）に登載された者を対象とした選考

令和７年度（令和６年度実施）徳島県公立学校教員採用候補者選考審査において採用候補者名簿（Ｂ）に登載された者。

(5) 身体に障がいのある者を対象とした選考

昭和３９年４月２日以降に生まれた者であって、「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が１級から６級までの者。

なお、出願資格は上記(1)～(3)に準ずる。ただし、審査実施の際に障がいの種類・程度に応じた配慮を行うとともに、選考を別枠で実施する。

【選考審査内容】

選考審査内容 選考の種類		第１次審査				第２次審査	
		教職 教養	専門 審査	論文 審査	実技 審査 (注)	模擬 授業	個人 面接
	一般選考	○	○	○	○	○	○
特 別 選 考	①ア 社会人を対象にした選考	○	○	免除	○	○	○
	①イ 特別免許状授与を前提とした社会人選考	○	○	免除	○	○	○
	②ア 本県での教職経験を有する者を対象とした選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	②イ 本県での教職経験を有する者を対象とした選考	○	○	免除	○	○	○
	②ウ 現職教員を対象とした選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	③ア スポーツ特別選考（国際大会日本代表等）	免除	免除	免除	免除	○	○
	③イ スポーツ特別選考（全国大会入賞等）	○	○	免除	○	○	○
	④ 臨時教員に係る特別選考	○	○	免除	○	○	○
	⑤ 大学・大学院推薦による特別選考	○	○	免除	○	○	○
	⑥ 英語特別選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	⑦ア 令和５年度から令和７年度の選考審査結果による選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	⑦イ 令和５年度から令和７年度の選考審査結果による選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	⑦ウ 令和７年度の選考審査結果による選考	○	○	免除	○	○	○
	大学３年生等を対象とした選考	○	○	○	○		
	採用候補者名簿（Ｂ）に登載された者を対象とした選考	免除	免除	免除	免除	○	○
	身体に障がいのある者を対象とした選考	一般選考及び特別選考に準じる					

（注）中学校教諭・高等学校教諭「音楽」「美術」「保健体育」及び高等学校教諭「書道」において実施する。

3 併願

- (1)中学校教諭「英語」に出願する者のうち、小学校教諭の免許状を有する者は、小学校教諭を併願することができる。
- (2)高等学校教諭の各教科に出願する者のうち、「情報」免許状を有する者は、高等学校教諭「情報」を併願することができる。

4 加点申請制度

次の加点要件を満たした者には、第1次審査の総合点に加点する。

- ※ 出願時に資格取得を証明する書類や免許状の写しを郵送すること。加えて、その原本を第2次審査時に受付で提示すること。

また、郵送による出願で、資格や免許状を取得見込の者が加点申請をする場合は、志願書の加点申請の欄に△を記入（記入例参照）すること。ただし、令和8年3月31日までに加点申請した項目の資格や免許状を取得できなかった場合は、加点は無効となり、採用候補者としての資格を失う場合がある。

加 点 要 件		点 数	
(1)	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭に出願する者で、司書教諭の資格を有する者、又は取得見込の者 ※司書教諭の資格を有する者とは、文部科学省が交付する「司書教諭講習修了証書」を有する者とする ※司書教諭の資格を取得見込の者とは、司書教諭の資格取得に必要な単位を修得し、文部科学省に「司書教諭講習修了証書」を申請中の者とする（所定の「申請見込証明書」に大学の証明印が必須）	10点	
(2)	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの専修免許状又は普通免許状を有する者、又は取得見込の者	15点	
(3)	小学校教諭に出願する者で、文部科学省が示す「一定の英語力」（次の①～③のいずれか）を有する者 ①中学校又は高等学校外国語（英語）の免許状を有する者、又は取得見込の者 ②英検準1級などのCEFR B2相当以上の英語力を有する者 ③海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 ※英語に関する資格については、別紙「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省(平成30年3月)を参照のこと	15点	
(4)	中学校教諭「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」に出願する者で、出願教科以外の中学校教諭免許状を有する者、又は取得見込の者	30点 15点	2教科以上 1教科
(5)	高等学校教諭（「情報」を除く）に出願する者で、高等学校教諭「情報」の免許状を有する者、又は取得見込の者	15点	
(6)	高等学校教諭「地理歴史」又は「公民」に出願する者で、高等学校教諭「地理歴史」と「公民」の両方の免許状を有する者、又は取得見込の者	15点	
(7)	高等学校教諭「家庭」に出願する者で、高等学校教諭「福祉」の免許状、「調理師免許証」、「管理栄養士免許証」、「介護福祉士登録証」を有する者、又は取得見込の者	60点 30点	2つ以上 1つ
(8)	高等学校教諭「福祉」に出願する者で「介護福祉士登録証」を有する者、又は取得見込の者	30点	
(9)	高等学校教諭「情報」に出願する者で、出願教科以外の高等学校教諭免許状を有する者、又は取得見込の者	15点	
(10)	令和2年4月1日～令和7年4月30日現在において、本県の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の臨時教員等（※）としての勤務経験を有する者 （※）「臨時教員等」については、P3「特別選考④」の説明に準じる。	10点	1年未満
		20点	通算 1年以上 3年未満
		30点	通算 3年以上

※ 上記(1)～(10)の複数項目に該当する場合、加点に上限を設ける。

- ・(7)を含んで複数項目に該当…上限60点または50点
- ・(7)を含まず複数項目に該当…上限50点

※ (10)については、提出書類ク「臨時教員の勤務歴等に係る証明書（国・市町村、私立学校の発令がある場合）」、「臨時教員の勤務歴等に係る申立書」を提出すること。なお、加点申請する者で、特別選考④に出願する者は、提出書類クの提出は1部でよい。

5 出願手続

原則「インターネットによる出願」とする。ただし、特別選考・加点申請に係る証明書等は別途郵送すること。

※インターネットによる出願が困難な場合に限り、下記「問い合わせ先」に連絡し、郵送による出願を可とする。

(1) 受 付

① 出願期間

○インターネットによる出願

令和7年5月8日（木）午前10時～令和7年5月26日（月）午後5時

○郵送による出願及び特別選考・加点申請に係る証明書等の提出（郵送分）

令和7年5月8日（木）～令和7年5月26日（月）（消印有効）

② 出願方法

○インターネットによる出願

徳島県ホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）のトップページ下部「オンライン行政サービス」から出願できる。詳細については、別紙「インターネットによる出願の方法について」参照のこと。

ただし、特別選考・加点申請に係る証明書等は出願期間内に別途郵送で提出すること。

○郵送による出願と特別選考・加点申請に係る証明書等の提出

※書留で郵送のこと。令和7年5月26日（月）までの消印のあるものに限る。

（提出先）

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会教職員課

（郵送による出願の場合）

封筒の表面に校種等及び職種、出願教科等を朱書きすること。なお、持参による出願は受け付けない。

（インターネットによる出願で、特別選考・加点申請に係る証明書等を提出する場合）

封筒の表面に校種等及び職種、出願教科、加点申請、証明書等を朱書きすること。なお、持参による提出は受け付けない。

③ 問い合わせ先

徳島県教育委員会教職員課

◇ 小学校教諭、中学校教諭、小・中養護教諭、小・中栄養教諭

088-621-3129

◇ 高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭、高・特支養護教諭

088-621-3150

(2) 提出書類

○ 選考区分に応じて、下のア～シの内、該当する書類を郵送により提出すること。ただし、**インターネットによる出願の場合、オンライン上での入力事項が反映されデータが作成されるため、ア「志願書」・イ「受審票」の提出は不要。**

※提出書類の様式は、徳島県教育委員会教職員課ホームページからダウンロードできます。

選 考 区 分	提 出 す る 書 類
一般選考、特別選考⑦、 採用候補者名簿（B）に登録された者を対象とした選考	ア、イ
特別選考①	ア、イ、ウ、エ、オ
特別選考②ア	ア、イ、ウ、カ
特別選考②イ・ウ	ア、イ、ウ
特別選考③	ア、イ、ウ、キ
特別選考④	ア、イ、ウ、ク
特別選考⑤	ア、イ、ウ、ケ ※別途定める要項等を参照すること
特別選考⑥	ア、イ、ウ、コ
大学3年生等を対象とした選考	ア、イ、サ
身体に障がいのある者を対象とした選考	ア、イ、ウ、シ

(提出する書類)

ア 「志願書」(インターネットによる出願の場合は不要。)

(郵送による出願の場合: 所定の様式に写真を貼付すること。)

イ 「受審票」(インターネットによる出願の場合は不要。)

(郵送による出願の場合: 所定の様式に85円切手を貼付すること。)

ウ 「整理票」(所定の様式に必要事項を記入すること。)

エ (特別選考①) 勤務経験等により得た専門的な知識又は技能を、どのように学校教育に生かしていくのか、その具体的方法や決意を記した**作文**(様式は自由でA4判1枚。1200字以内。校種、氏名を明記すること。)

オ (特別選考①) **正規社員としての勤務歴が証明できるもの、及び勤務経験により出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を修得したことを証明できるもの**。例えば、勤務先の所属長等による推薦書、取得している資格、勤務に関連して執筆し学術雑誌等に掲載した論文など。

カ (特別選考②ア) 介護、育児、家族の転勤等による転居を理由に退職した者については、**退職理由についての申告書(別紙様式)**

キ (特別選考③) **実績等の概要及び現在の活動状況をまとめたもの(様式は自由でA4判1枚。校種、氏名を明記すること)と大会要項、実績を証明できるもの**。実績を証明できるものとは、例えば、表彰状、新聞記事等の写しなど。

ク (特別選考④) 「**臨時教員の勤務歴等に係る証明書(国・市町村、私立学校の発令がある場合)**」、「**臨時教員の勤務歴等に係る申立書**」(様式は別紙参照)

ケ (特別選考⑤) **大学・大学院の推薦書(別紙様式)及び成績表(任意様式)**

コ (特別選考⑥) **CEFR B2相当以上の資格を有することを証明する書類の写し、又は原則1年以上の英語を使用した海外での活動状況(留学、勤務等)を証明できるもの**。例えば、大学が証明する長期留学の証明書、青年海外協力隊の活動の証明書など。

サ (大学3年生等を対象とした選考) **大学3年生等であることを証明する書類**(所定の様式に大学の証明印が必要)

シ (身体に障がいのある者を対象とした選考) 「**身体障害者手帳**」の写し

6 出願上の注意

- (1) 各校種等及び職種並びに教科等のいずれか一つに限り出願できる。(3「併願」の該当者を除く。)
- (2) 一般選考、特別選考①～⑦、大学3年生等を対象とした選考、採用候補者名簿(B)に記載された者を対象とした選考は、そのいずれか一つに限り出願できる。なお、特別選考の資格を有していても、一般選考に出願することはできない。
- (3) 書類不備のものは受理しない。
- (4) 受理した書類は返却しない。
- (5) 受理後の志願変更は認めない。
- (6) 特別選考については、要件を満たさない場合は、一般選考や他の特別選考として受理することがある。

7 第1次審査

(1) 日程・実施内容・会場等

月日(曜)	会 場 ・ 日 程 ・ 実 施 内 容			
7月19日(土)	○城南高等学校(徳島市城南町2丁目2番88号) 小学校教諭、中学校教諭、小・中養護教諭、小・中栄養教諭 ○城東高等学校(徳島市中徳島町1丁目5番地) 高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭、高・特支養護教諭 ○東京交通会館(東京都千代田区有楽町2-10-1) 全校種・職種 ※出願時に東京審査会場での受審を希望した者			
	選考区分	一般選考受審者 「大学3年生等を対象とした選考」受審者 ※中「英語」受審者のうち小学校教諭併願者 ※高校教諭受審者のうち高「情報」併願者	特別選考受審者 ①②イ③イ④⑤ ⑦ウ	中高「英語」・高校「情報」のみの受審者 (「大学3年生等を対象とした選考」受審者含む)
	時間	8:30～9:00 【受付】 各審査会場	※左記の一般選考・「大学3年生等を対象とした選考」受審者の筆記審査(専門・教職教養)	【受付】 10:40～11:00 【諸注意等】 11:00～11:10
		9:00～ 【諸注意等】		
		9:20～11:00 【筆記審査(専門・教職教養)】100分間 ※教科等の専門的知識や教育公務員として必要な教養等について審査 ※中「英語」受審者の小学校教諭併願者は小学校(専門)を受審		

		※高校教諭受審者の高「情報」併願者は出願する教科（専門）を受審	までの日程と同じ	
	11:30～ 12:50	【論文審査】80分間 ※教育公務員としての意欲・資質・能力について審査		【論文審査】
	13:40～ ～15:00 (英語) ～15:20 (情報)	(中・高「英語」、高「情報」受審者) (「大学3年生等を対象とした選考」中・高「英語」、高「情報」受審者) 【筆記審査（専門・教職教養）】 (中・高「英語」80分間、高「情報」100分間) ※教科等の専門的知識や教育公務員として必要な教養等について審査	【筆記審査(専門・教職教養)】 (中・高「英語」、高「情報」受審者、「大学3年生等を対象とした選考」中・高「英語」、高「情報」受審者)	【筆記審査(専門・教職教養)】 (中・高「英語」、高「情報」)
7月20日(日)	9:30～ 17:00	【実技審査（音楽、美術、書道）】 ○中学校教諭（音楽、美術）、高等学校教諭（音楽、美術、書道） 徳島県立総合教育センター（板野郡板野町犬伏字東谷1-7）		
	9:00～ 15:00	【実技審査（体育）】 ○中学校教諭（保健体育）、高等学校教諭（保健体育） 徳島科学技術高等学校（徳島市北矢三町2丁目1番地1号）		

- (注) 1 高等学校教諭「地理歴史」の筆記審査（専門）は、「世界史」、「日本史」、「地理」の専門的知識について出題する。
- 2 高等学校教諭「書道」の筆記審査（専門）は、「書道」及び「国語」（漢文を除く）の専門的知識について出題する。
- 3 特別支援学校教諭（医療的ケア（自立活動）担当を除く）の筆記審査（専門）は、出願する領域（視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域）の教育に関する専門的知識、及び、出願する校種・教科等の専門的知識について出題する。
- 特別支援学校教諭（医療的ケア（自立活動）担当）は、医療的ケアに関する基礎的知識や看護に関する基礎的知識について出題する。
- 4 受付終了時刻に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

(2) 配点

実施内容		一般選考		特別選考		
		大学3年生等を対象とした選考		①②イ④⑤⑦ウ		③イ
		実技審査のある 校種・教科等	実技審査のない 校種・教科等	実技審査のある 校種・教科等	実技審査のない 校種・教科等	保体(中・高)
筆記審査	教職教養	50点	50点	50点	50点	50点
	専門	200点	350点	250点	450点	150点
実技審査		150点		200点		300点
論文審査		100点	100点			
一次審査合計		500点				

8 第1次審査の結果

令和7年8月4日（月）午後2時頃、第1次審査合格者の受審番号を県庁西側の掲示板に発表するとともに、徳島県教育委員会教職員課ホームページに掲載し、本人への通知とする。

なお、「大学3年生等を対象とした選考」の審査結果通知についても、令和7年8月4日（月）に同様に行う。

9 第2次審査

(※第1次審査に合格した者(「大学3年生等を対象とした選考」受審者を除く)、及び第1次審査を免除された者について実施。)

(1) 日程・実施内容・会場等

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
8月16日(土) ～ 8月24日(日)	9:00～18:00	【模擬授業】 ※別に指定する日時に行う。 (小・中・高・特支養護教諭、小・中栄養教諭、特別支援学校教諭(医療的ケア(自立活動)担当)、特別支援学校自立教科教諭受審者は場面指導を行う。) 【個人面接審査】 ※模擬授業に引き続き行う。 ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1) 小学校教諭、中学校教諭、小・中養護教諭、小・中栄養教諭 ○徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7) 高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭、高・特支養護教諭

- (注) 1 高等学校教諭「書道」の模擬授業は、「書道」について実施する。
2 受付終了時刻(徳島県教育委員会教職員課HPに掲載する日程による)に20分以上遅刻した者は受審を認めない。

※特別選考②ア・ウの受審者のうち東京試験会場で受審希望の者のみ

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
7月20日(日)	9:00～18:00	【模擬授業】 (小・中・高・特支養護教諭、小・中学校栄養教諭、特別支援学校教諭(医療的ケア(自立活動)担当)、特別支援学校自立教科教諭受審者は場面指導を行う。) 【個人面接審査】 ※模擬授業に引き続き行う。 ○ビジョンセンター有楽町(東京都千代田区有楽町1-5-1)

(2) 配点

実 施 内 容	全 校 種 ・ 職 種
面 接 模擬授業・場面指導	450 点

10 採用候補者の決定

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿(A)(令和8年4月1日に採用予定の者)又は(B)(欠員状況等により採用予定の者)に登載し、令和7年9月17日(水)午後2時頃に、採用候補者の受審番号を県庁西側の掲示板に発表するとともに、徳島県教育委員会教職員課ホームページに掲載する。

また、同日、第2次審査受審者全員に審査結果を文書で通知する。採用については、採用候補者名簿の中から必要に応じて決定する。

11 審査結果の開示

第1次審査及び第2次審査の不合格者は、それぞれの審査結果について、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1) 開示の内容

第1次審査又は第2次審査の科目別得点、総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

第1次審査：令和7年8月5日(火)から令和7年9月4日(木)まで

第2次審査：令和7年9月18日(木)から令和7年10月17日(金)まで

ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

- (3) 受付場所
徳島県教育委員会教職員課（県庁9階）
- (4) 本人を確認するために提示を求める書類
受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

12 採用

- (1) 日本国籍を有しない者を任用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とする。
- (2) 令和8年4月1日時点で当該免許状を有していない場合は採用しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合や教員としてふさわしくない事実が判明した場合は、名簿登載を取り消し、採用しないことがある。
- (4) 地方公務員法第22条等の規定により、教諭については採用時から1年間、養護教諭及び栄養教諭については6か月間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとする。
- (5) 令和7年4月1日の初任給は、大学卒業者で252,000円の予定で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。なお、60歳以降で採用された者の初任給は、60歳前の水準の7割になる。

13 採用候補者の名簿登載期間更新制度

令和8年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭）において採用候補者名簿（A）に登載（登載期間は1年間）された者のうち、次の(1)・(2)の場合に限り、名簿登載期間の更新申請を行うことにより、名簿登載期間を1年間延長できる。

- (1) 大学院進学予定者又は大学院在籍者の場合

国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、本制度を希望する場合は、次の①及び②の手続きを行わなければならない。

- ① 第1次審査の合格者に送付される希望調査により、希望する旨を事前に申し出ること。
- ② 採用候補者名簿（A）に登載された後、指定する日までに正式な申請手続きを行うこと。

(注) 1 大学院とは、標準修業年限2年以下の修士課程（博士課程前期を含む）及び専門職学位課程（3年間の長期履修学生制度を含む）とする。（ただし、専ら夜間において教育を行う課程や通信教育を行う課程は除く。）

2 任用にあたっては、出願している校種・教科等に関する専修免許状の取得、又は大学院修了を条件とする。

3 名簿登載期間更新の可否については、個人面接の上で決定する。

4 更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とする。ただし、長期履修学生制度については、進学予定者は3回まで、在籍者は2回までとする。

- (2) その他教育委員会が必要と認める場合

特別な事情により令和8年度の勤務が困難であり、徳島県教育委員会が特に必要と認める場合は、名簿登載期間を延長することができる。その場合、次の①及び②の手続きを行わなければならない。

- ① 採用候補者名簿（A）に登載された後、徳島県教育委員会にその旨を申し出ること。
- ② 指定する日までに正式な申請手続きを行うこと。

14 その他

- (1) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
- (2) 採用候補者選考審査中の負傷や疾病等については、応急処置は行うが、原則として受審者の自己責任で対応すること。
- (3) 自然災害等により審査の実施が困難な場合は日程等を変更することがある。なお、日程等を変更する場合は、徳島県教育委員会教職員課ホームページを通じて連絡する。
- (4) この選考審査についての情報は、徳島県教育委員会教職員課ホームページに掲載するが、さらに不明な点がある場合は、次の区分に従って、徳島県教育委員会教職員課に問い合わせること。

- ◇ 小学校教諭、中学校教諭、小・中養護教諭、小・中栄養教諭

088-621-3129

- ◇ 高等学校教諭、特別支援学校教諭、特別支援学校自立教科教諭、高・特支援養護教諭

088-621-3150

徳島県教育委員会教職員課ホームページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/2016121400221/>

